

美容整形手術においてトラブル防止の事前策について

メディカルオンライン医療裁判研究会

【概要】

被告が院長を務める美容整形外科を診療科目とするクリニックにおいて、下顎骨角部の張り出し部分の切除術を受けた原告(本件手術当時38歳:女性)が、手術の際に手術部位に線状骨折が生じ、その後長期間にわたる治療を受けることを余儀なくされ、左顔面頬部陥没変形、左顔面神経麻痺、左下顎部陥凹癒痕、咀嚼機能障害及び発語障害、左唇麻痺の後遺症が残存したと主張し、被告に対して診療契約の債務不履行または不法行為に基づく損害賠償請求をした事案。

キーワード: 美容整形, 後遺症, 説明義務

判決日: 東京地方裁判所平成20年9月25日

結論: 一部認容(8003万9791円の請求に対し525万3825円)

【事実経過】

年月日	詳細内容
平成3年 1月22日	原告は、二重形成術を受ける目的で、被告クリニックを受診、二重形成術についてのカウンセリングを受ける。 その際、原告は被告に対して、17年前、3年前、1年半前にも二重形成術を受けたこと、二重のラインを明瞭にし、左右のバランスを整えることを希望している旨述べた。 原告が、腹部脂肪吸引についても興味を示した事から、被告は脂肪吸引の手術についても一般的な説明を行った。
1月25日	二重形成術実施 原告からは目尻が下がらない用にして欲しいとの要望があった。
2月1日	二重形成術の全抜糸が行われた後、原告がエラ削りの手術に対して、興味を示したため、その術式として、口腔内切開法と皮膚切開法があること、それぞれのメリットデメリットについて説明。原

	告は前者を希望。 その際、原告からは、他のクリニックで脂肪吸引行っていたが、余分な脂肪が残っており、その脂肪を被告のクリニックで行いたいこと、手術費用については、減額して欲しいとの要望。
2月11日	脂肪吸引手術カウンセリングと術前検査 手術費用は15パーセント値引とした。
2月12日	全身麻酔下で脂肪吸引手術実施 脂肪吸引量1400ミリリットル、腹部に術痕
3月19日	エラ削り、顎の脂肪吸引、二重の修正に関するカウンセリング、血液検査、心電図検査、レントゲン検査、尿検査実施。
4月12日	顔面の術前写真の撮影、顔面の左方偏位を確認。 原告の希望により、まずは、顔面6カ所のホクロを炭酸ガスレーザーの照射にて除去し、右顎の脂肪吸引、下顎骨右側のエラ削り

	手術実施,その後,左顎の脂肪吸引,下顎骨左測のエラ削り手術(本件手術)を実施することとした(なお,骨切りにはノミを使用)。 下顎骨左測のエラ削り手術時,下顎骨左側の角部に線状骨折が生じたところ,被告のクリニックでは,骨折部位をワイヤーにて固定(顎骨骨折に対応できるような,固定用プレートは用意されてなかった)。 手術後は,手術部位には痛みと腫脹が発生,その程度は右側よりも左側が強いものであった。
4月13日	退院。バカシル3錠,スルガム3錠を1日3回7日分,セデス5包を処方。
4月19日	口腔内半抜糸,耳介部全抜糸 被告から原告に対しては,左顎に僅かにひびが入っていること,そのひびは再手術により治癒する旨説明。
4月23日	被告クリニック受診時,咬合のズレを確認。 3方向の顔面レントゲン撮影施行。 骨折部の転位と離開を確認。 被告は,原告対し,骨折部の金属板による固定等が必要であること,そして,その費用については請求しない旨説明。
4月26日～ 5月7日	被告クリニックに入院。 骨折部をプレートとピンで再固定する手術,顎間固定術を受けた。
5月10日～ 6月26日	主として,術後経過の観察。
10月2日	左顎関節に異音ありとの訴え。 コラーゲン皮内テスト
平成4年 4月26日～ 5月3日	主として,二重瞼の修正に関するカウンセリングと修正手術
5月18日	左上眼瞼陥凹部の修正についてのカウンセリング
平成5年 10月28日～ 11月8日	固定プレート除去術,真皮脂肪移植術

11月18日～ 12月2日	左顎部の腫れがつよく,術後創部感染が疑われる。 感炎症の原因特定できず,また,真皮脂肪移植した組織のほとんどが融解,左顎部は移植前の状態に戻った。
平成6年 2月18日～ 3月10日	主として二重瞼の修正手術等
平成7年 1月8日～ 1月22日	第2回真皮脂肪移植に向けた検査および手術
2月14日	二重瞼の修正に関するクレーム。 手術費用の一部15万円を返還。
2月15日～ 平成8年 10月28日	他の美容整形外科,大学病院を受診。 具体的な治療は受けず。
平成8年 10月29日以降	他院において,複数回にわたり二重瞼の修正,真皮脂肪移植等を受ける。
平成19年 6月12日	他医師により,左下顎部陥凹瘢痕,咀嚼障害及び発語障害,左口唇麻痺の診断書が作成される。

【争点】

- 1 説明義務違反の有無
- 2 左下顎骨折の障害を負わせた点について,手技上の過失の有無
- 3 救急医療機関に転送させる義務違反の有無
- 4 女性のプライバシー,人権を侵害した違法行為の有無(被告が術前に原告の顔写真を撮影し,これを裁判において証拠として提出した行為について)
- 5 本件骨折と因果関係の認められる損害について

【裁判所の判断】

- 1 上記争点1について
本件手術に関し,顎骨が骨折する危険,削り過ぎの危険性があることについて事前の説明がなかったことは認定しつつ,それら合併症の発生頻度の低さ,

また、訴訟において証拠として提出された参考文献においても骨折の可能性について説明がなされていないことから、被告が、「顎骨が骨折する危険、削り過ぎの危険」について事前に説明していなかったとしても、直ちに違法とはいえないとした。

2 上記争点2について

証拠として提出された参考文献から、本件手術においては、ノミを用いた骨きり作業の経過において、許容限度をこえる外力が加わった事によるものとして、左下顎骨折の障害を負わせた点について、手技上の過失を認めた。

3 上記争点3について

骨折の状態や転送に伴う創部感染の危険等を根拠として、転送義務を否定。

4 上記争点4について

術前写真の撮影とその写真を裁判において提出したことの双方について、必要性和目的の正当性等を根拠として、違法ではないとした。

5 上記争点5について

原告の加齢による影響等にも触れつつ、左下顎部陥凹瘢痕、左口唇麻痺について本件骨折との因果関係を認めた。

損害評価は、治療費137万3825円、入通院に対する慰謝料140万円、左下顎部陥凹瘢痕、左口唇麻痺については、後遺障害と認定し、これに対する慰謝料200万円、弁護士費用48万円の合計525万3825円とした。

【コメント】

1 はじめに

一般に、美容整形外科においても、全身麻酔下での身体への侵襲を伴う手術等を行うこともあり、それゆえに手技上の過失により、患者において損害が生じた場合、その責任は問われうる点については、他の診療科と同様である。

しかし、美容整形外科においては、他の診療科とは異なる無視できない特殊性がある。

それは、美容整形手術は、① 患者の疾患を治癒させることを目的するものではないこと、② 自由診療ゆえに治療費が高額になること、③ 治療目的を達したか否かについては、患者の満足感等、患者の主観的事情に委ねられる点が多いこと、といった点である。

高額の治療費を支払ってまで、「美」を手に入れたいとする患者においては、美容整形手術に対する期待は極めて高いのが一般的であり、それゆえに、いかに水準以上の手術が行われたとしても、患者の納得を得られず、結果、手術費用の返還などを求められるケースも多い。

2 本件事案を踏まえた、トラブル防止の具体的な対策について

(1) 手術部位や、手術の内容にもよるが、美容整形手術においては、初診時には患者に対するカウンセリングの時間をとり、具体的な患者の要望を聞き取るとともに、かかる要望に対応しうる手術の内容と費用の説明を行い、その結果患者が手術を受けることを希望した場合に始めて手術日程の調整を行うのが一般的であろう。

しかし、実際には、このカウンセリングの時間が、手術のメリットに関する説明に重点が置かれ、その手術後に予測される危険性や合併症、手術のメリットのみならず、あくまでも結果は、「やってみないとわからない」こと「手術結果について納得を得られない場合もありうる」といったことについての説明が不十分である現状は否定できない。

特に、高額な治療費を支払ってまで「美」を手に入れようとする患者は、カウンセリングにおいても、デメリットや危険に関する説明よりも、メリットに関する説明に意識が集中してしまいがちであり、結局、医療機関側の説明不足と患者側の理解不足との相乗効果により、客観的には十分な結果を出しながらも、患者が結果に納得せずトラブルに発展するケースも少なくない。

こうした自体を避けるためには、医療機関側としては、デメリットに関する説明にも十分な時間をとるとともに、説明したことを書面化し、その書面には、患者から説明を受けたことを認める書名を得ておくこと効果的である。

書面に患者の署名を受けた場合、その書面に記載された危険が生じた場合に、いかなる場合にも責任を免れるまでの法的な効果は見認められるものではない。

しかし、トラブル発生時の患者との話し合いにおいて、「こんなことになるとは思わなかった」「そのようなことはまったく聞いていない」などといった実のない水掛け論に陥ることは少なくとも防止することができる。

(2) さらに、術前のカウンセリングは、医療機関から患者に対する情報の提供の場としてのみ位置づけるのではなく、医療機関にとっても、患者の情報を得られる重要な機会であることも意識すべきである。

本件においては、初診時のカウンセリングにおいて、患者自身が、過去に3回も二重瞼の手術を受けた事実を述べた上で、被告クリニックでの治療を希望し、これを受けているが、結局手術に満足せず、クレームを入れ続けついには、上記事実経過の通り、二重瞼の整形手術料金の返還せざるを得なくなっている。

カウンセリングで認識できたこれらの情報に注意し、当院においても、必ずしも患者の納得する「美」の結果を確実に約束できるものではないことを説明・それを書面化したうえで、かかる説明を受けた旨の患者の署名を得ていれば、少なくとも、手術費用の返還に対応せざるを得ない状況は防ぎえたのではないかとと思われる。

【参考文献】

裁判所ウェブサイト

【メディカルオンラインの関連文献】

- (1) [北里大学病院形成外科・美容外科に於ける過去12年間の顔面骨骨切り手術に対する臨床的検討](#)
- (2) [「日本の医療と美容外科の現状」—美は「幸福医学」—](#)
- (3) [美容外科クリニックにおけるインシデントレポートの有効性](#)
- (4) [重瞼術の術前デザイン](#)
- (5) [海外で施行された美容外科手技によるトラブル症例の経験](#)
- (6) [美容外科診療における医療安全と医事法制](#)
- (7) [医療契約書](#)
- (8) [アンチエイジング目的の美容手術](#)
- (9) [脂肪吸引手術の出血対策・当院の症例による検討](#)
- (10) [Vibroliposuction My Experience after over 6,500 Cases 振動式脂肪吸引術 6,500 症例の経験](#)